

第五十号

建築基準法施行条例の一部改正について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「、小学校」を「（中等教育学校の前期課程を含む）、小学校、義務教育学校」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

学校教育法の一部が改正されたことに伴い、木造の建築物で中学校等の用途に供するものに係る基準を義務教育学校に適用する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。